

大分大学教育マネジメント機構規程

令和3年2月22日制定

令和3年規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第5条の2第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）が提供する教育プログラムを継続的かつ俯瞰的にモニタリングし、教育目標を達成するための改善及び向上を促す包括的・体系的取組を主導するために設置する大分大学教育マネジメント機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学位プログラムに関すること。
- (2) 教育の質保証及び学生の学修成果等の把握に関すること。
- (3) 学生の受入支援に関すること。
- (4) 教養教育及び教職科目に関すること。
- (5) 地域連携及び大学開放に関すること。
- (6) 修学支援、課外活動支援及び就職支援に関すること。
- (7) 国際的な人材の育成、留学生支援（受入れ及び派遣を含む。）及び地域の国際化支援に関すること。
- (8) S T E A M教育に関すること。
- (9) その他本学の教育マネジメントに関し必要な事項

(構成)

第3条 機構は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 主担当の教員
- (4) 兼担の教員
- (5) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第4条 機構長は、センターの業務を掌理する。

- 2 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

(副機構長)

第5条 副機構長は、機構長を補佐し、機構長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

2 副機構長は、学長が指名する学長特命補佐をもって充てる。

(主担当及び兼担の教員)

第6条 主担当及び兼担の教員は、機構の業務を行う。

2 主担当及び兼担の教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に基づき、学長が行う。

(組織)

第7条 機構に、第2条各号に掲げる業務を行うため、次の各号に掲げるセンター等を置く。

- (1) 教学マネジメント室
- (2) アドミッションセンター
- (3) 基盤教育センター
- (4) 学生支援センター
- (5) 国際教育推進センター
- (6) STEAM教育推進センター

2 前項各号のセンター等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第8条 機構の管理及び運営に関する事項を審議するため、大分大学教育マネジメント機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 機構の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。

2 大分大学全学教育機構規程（平成20年規程第9号）、大分大学アドミッションセンター規程（平成30年規程第27号）及び大分大学高等教育開発センター規程（平成20年規程第8号）は、廃止する。

附 則（令和3年教育マネジメント機構規程第1号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年教育マネジメント機構規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。